

新施設整備基本方針の見直しについて

1. 見直しの理由

仙南最終処分場は、平成 23 年の残余容量調査の結果から、平成 30 年度に埋立終了となる可能性があることから、第 1 回施設整備基本計画検討委員会において、掘り起こしによる最終処分場の延命化について検討した。その結果、最終処分場の今後のあり方としては、想定スケジュール、経済性、延命化年数及び安全性の観点から、現在の仙南最終処分場の焼却灰等を掘り起こし、新ごみ処理施設において熔融スラグ化し再生することが望ましいと判断された。この最終処分場の延命化は、新施設の建設にも関係することから、新施設整備基本方針にも含める必要がある。さらに、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質による環境汚染への対応についても、国における環境基準の策定等の動向を踏まえ今後検討する必要がある。そこで、第 1 回施設整備基本計画検討委員会にて提示した新施設整備基本方針（案）を見直すこととする。

2. 見直し後の新施設整備基本方針（案）

新施設整備基本方針

【方針①】安心・安全な施設とする

ごみ処理施設では、ごみの質が不均一であり、不適物や危険物をすべて把握することが困難であることから、予期せぬ事故が発生する可能性が高い。また、焼却施設ではその運営上、車両の通行、機器の運転、薬品の扱い、高温ガス、蒸気、焼却残渣の扱いなど、操作や扱いにより事故につながる可能性があることから、施設が安心・安全であることは、新施設の兼ね備えるべき最も重要な要件といえる。以上を踏まえ、安心・安全な施設とすることを基本方針とする。

【方針②】安定稼働が可能な施設とする

本組合は 2 市 7 町より構成されており、新施設では各市町より搬入されるごみが処理される。よって、施設の不具合等により本組合圏域より毎日発生するごみ処理に支障が生じれば、本組合圏域における生活環境に重大な影響を及ぼす。以上を踏まえ、安定稼働が可能な施設とすることを基本方針とする。

【方針③】環境負荷低減が可能な施設とする

環境負荷の低減については、法規制の強化と施設を構成する機器の技術が進歩し、法規制以上の水準達成は十分可能と考えられる。そこで、方針①にある施設に対する一般的な安全な施設に加え、ダイオキシン類をはじめとする汚染物質や騒音・振動等の環境負荷低減の低減が可能な施設とすることを基本方針とする。

また、計画地周辺には農地が存在し、排水については放流しないことが望ましいと考えられることから、クローズドシステムを採用しプラント排水・生活排水は無放流とする。

さらに、放射性物質に対する安全性を確保するため、国における新たな環境基準の策定等の対応動向により必要な措置を講じる。

【方針④】最終処分場の負荷の軽減に資する施設とする

平成 30 年頃に満杯になる仙南最終処分場は、埋立残余容量が限られ、新たな最終処分場を整備する場合であっても多額の経費及び時間を要することから、今後は新施設において掘り起こしごみの熔融スラグ化により埋立物の減量・減容化を図り、最終処分場の延命化に資する施設とする。

【方針⑤】経済性に優れた施設

新施設の整備・運営にあたっては、民間事業者の持つノウハウ等を活用することなどにより、建設費だけでなく運営費も含め、経済性に優れた施設を目指す。

また、本組合所有の角田衛生センターと大河原衛生センターは、稼働からそれぞれ 19 年と 14 年の供用期間を経過しており、ごみ処理施設の一般的な耐用年数といわれている 15 年に対し、角田衛生センターは既に 4 年経過し、大河原衛生センターにあつては、あと 1 年程で耐用年数を迎える状況にある。よって、新施設については、ごみ処理施設の一般的な耐用年数である 15 年よりも延命化が可能な施設とすることを前提とし、施設の長寿命化により経済性に優れた施設とする。

【方針⑥】市民への環境啓発に資する施設

本組合圏域をはじめ周辺地域に対し、ごみ発電及び近年注目されている太陽光などの新エネルギーの活用により環境負荷低減に資する環境啓発施設とする。

【方針⑦】東日本大震災の教訓を活かした施設

我が国観測史上最大の地震によりもたらされた東日本大震災は、人命やライフラインへの被害が甚大なものであった。その中で、廃棄物にあつては、がれき等の廃棄物の発生量も他の災害と比べ大量であるほか、停電・断水や燃料不足による施設の安定運転が困難であった。このため、震災をはじめとする災害に対する対応策を予め準備しておく必要がある。

そこで、新施設については、組合圏域内における東日本大震災の教訓を活かした、耐震性に優れ、かつ、災害時に増加する一般廃棄物の処理が行える施設とする。